

令和5年度

# 学校防災マニュアル



令和5年度4月20日作成

内子町立内子中学校

# 内子中学校防災マニュアル（震災 等）

## （目 次）

- 防災計画の目的
- 地域の危険度マップ
- I 事前の管理体制
  - 備え・体制
    - ・非常変災等対策
    - ・地域、関係機関との連携
    - ・内子中災害対策本部の設置
  - 学校施設の安全管理地域の状況把握
  - 災害に備えた避難訓練の実施
  - 職員研修
- II 地震発生時の危機管理体制
  - 学校管理下における初期対応
    - ・在校時の初期対応
    - ・指導中（授業中）の初期対応
    - ・休み時間等の初期対応
    - ・校外活動時の初期対応
    - ・登下校時の初期対応
  - 学校管理下外（休日・夜間）の初期対応
  - 校内における二次対応
  - 校外における二次対応
- III 地震発生後の危機管理体制
  - 生徒の待機と引き渡し
    - ・非常変災時の避難場所等について（保護者向け文書）
    - ・非常変災時の保護者への引渡しについて（保護者向け文書）
  - 避難所運営への協力
  - その他
    - (1) 心のケアについて
    - (2) 原子力災害への対応について
    - (3) 弾道ミサイル攻撃を受けた場合の対応・避難
    - (4) その他の資料



# 内子町防災マップ (八日市自治会)

## 防災マップについて

### 〇防災マップに表示されている内容

このハザードマップには、土砂災害、既往洪水被災箇所の危険箇所を示し、避難場所や災害時の関連施設などを表示しています。

【イエローゾーン】  
土砂災害警戒区域（黄色の線で囲まれた区域）

（土砂災害の恐れがある区域）

【レッドゾーン】  
土砂災害特別警戒区域（赤色の線で囲まれた区域）

（建物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れがある区域）

これらの区域にお住まいの方は、大雨の時には警戒避難が必要になりますので、注意してください。また、これらの区域以外でも土砂災害が発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

## 内子



## 指定緊急避難場所（一時避難）について

指定緊急避難場所（一時避難）とは、地震災害から一時的、緊急的に避難する場所をいいます。避難はここに避難して下さい。ただし、災害の種類又は発生する場所、規模等によって、避難のできない場所がありますので、地区内において一時避難に適した場所（広場等）を点検しておきましょう。

## 指定避難所について

指定避難所とは、指定緊急避難場所（一時避難）からの緊急避難者や救出者を積極的に収容するための公共的建築物で、防災計画において指定した施設です。ただし、災害の種類又は発生する場所、規模等並びに施設の状況によっては、使用できない施設があります。

## 指定福祉避難所について

指定福祉避難所とは、介護の必要な高齢者や障害者など指定避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮した建築物で、防災計画において指定した施設です。ただし、災害の種類又は発生する場所、規模等並びに施設の状況によっては、使用できない施設があります。

## 指定緊急避難場所（一時避難）（八日市自治会）

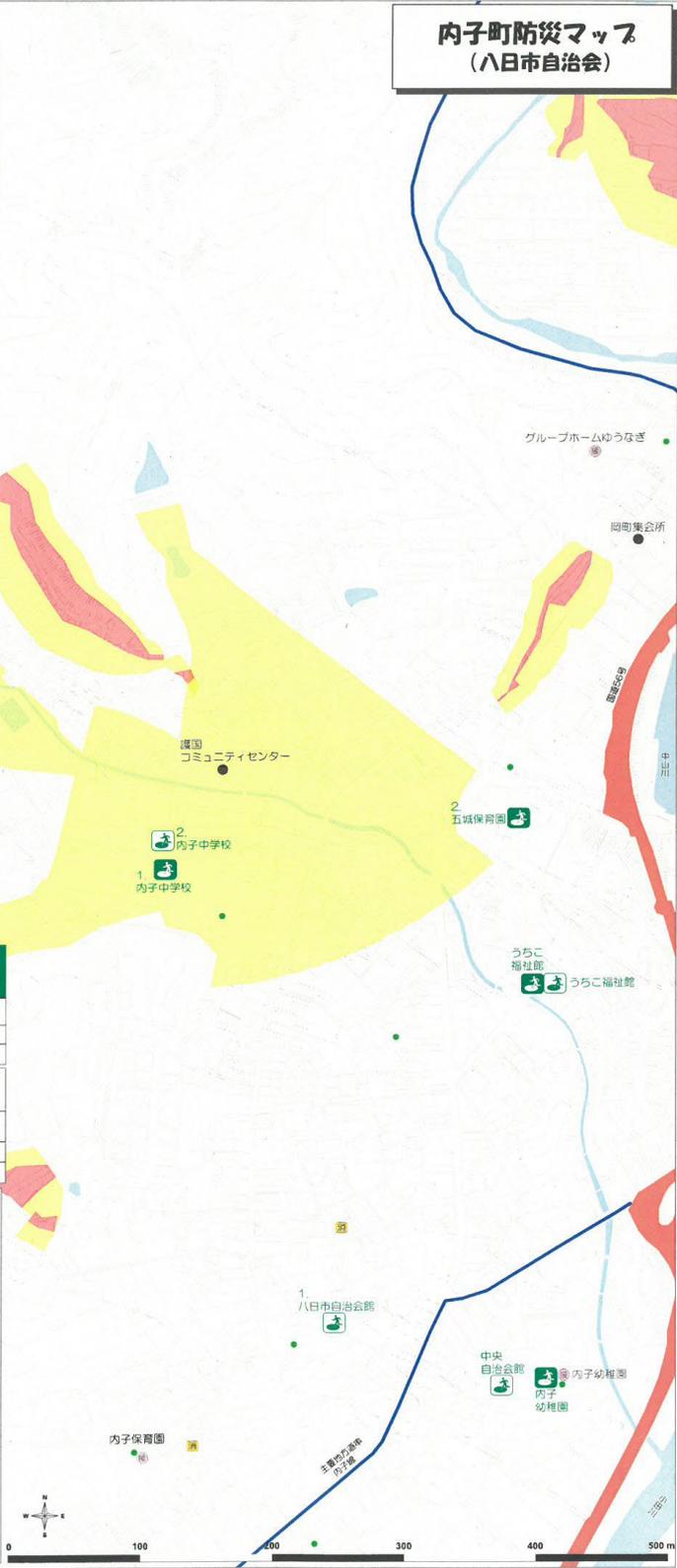
№	名称	住所	電話
1	内子中学校	内子2789番地	0893-44-3155
2	五城保育園	城堀275番地1	0893-44-4700

## 指定避難所（八日市自治会）

番号	名称	住所	電話
1	八日市自治会館	内子2601番地	なし
2	内子中学校	内子2789番地	0893-44-3155

## 地図の見方

洪水や土砂災害の危険箇所	災害時の関係施設
土砂災害特別警戒区域	指定緊急避難場所（一時避難）
土砂災害警戒区域	指定避難所
土石流の危険箇所	指定福祉避難所
かけ崩れの危険箇所（崩壊斜面の崩壊）	町役場
地すべりの危険箇所	後援分庁
治山関係地すべりの危険箇所	内子交番
既往洪水被災箇所（平成17年7月の水害）	駐在所
河川の氾濫で浸水した主な被災箇所（氾濫にアラインクによる）	内子消防署
土砂災害危険箇所	消防団結所・避難ポンプ置場
主要な道路	水防倉庫
高速道路	飛行場外臨時乗降設備
第一次緊急輸送道路	防災行政無線
第二次緊急輸送道路	病院
主要地方道・県道	支庁施設（高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設）
	集会所
	市町村界



# 防災計画の目的

- ① 南海大地震等による被害を最小限にするため、学校の施設・設備等の点検や整備を行うとともに、生徒等の学校生活等における危険を速やかに発見し、それらを取り除く体制を整える。
- ② 生徒が地震・火災・土砂災害・風水害等の災害から自分の命を守る事項について知り安全な行動を取ることができる計画的な指導を行う体制を整える。
- ③ 災害の際、生徒の避難誘導や適切な緊急措置を講じることができる体制を整える。

## 備え・体制

### <非常変災等対策>

## 1 災害予防対策

### (1) 目的

日常の学校管理に細心の注意を払い、事故防止に努める。万一、事故が発生した際には、生徒の生命の安全を第一とし、次に重要書類の搬出、施設・設備の損害を最小限にとどめるべく努力することを目的とする。

### (2) 日常の学校警備対策

- ア 日直勤務を厳正にし、離直前に巡視し、火気の始末、戸締まり、施錠の状況を点検する。
- イ 管理責任者は、責任箇所の整理整頓、火気の始末、戸締まり、施錠に留意する。
- ウ 火気使用者は、使用後に消火の確認を確実に行う。
- エ 発火性薬品・毒物その他劇薬は厳重に保管し、施錠する。

### (3) 防火設備

- ア 消火器

## 2 緊急事態発生時の措置

### (1) 火災発生時

- ア 火災発見者は直ちに校長・教頭に連絡する。教頭は校長の指示を受け、生徒避難等の措置をとる。
  - ※ 出火場所を特定し、避難経路を指示する。
  - ※ 出火場所を特定し、初期消火を指示する。（職員室にいる職員に指示をする。）
- イ 搬出場所を決定し、重要書類（書庫内）の非常持ち出しに努める。
- ウ 各機関に直ちに連絡し、状況を報告する。
- エ 休業中であっては、日直は直ちに校長に連絡し、全職員を召集する。
  - ※ 休業中または生徒の下校後にあっては、火災を発見したときの状況に応じて「消火措置」または「通報」のいずれを優先させるかの的確に判断し行動する。

### (2) 風水害時

- ア 風水害のおそれがあると予測される時は、施設・設備の点検や補強等を行い、被害を最小限に食い止めるよう努力する。
- イ 被害が発生すれば、状況に応じて緊急措置をとるとともに、関係機関に連絡し状況を報告する。
- ウ 状況によっては、臨時休業の措置をとる。

### (3) 土砂災害時

- ア 土砂災害発生時は、直ちに校長・教頭に連絡する。教頭は校長の指示を受け、生徒避難等の措置をとる。
  - ※ 土砂の流れを早期に察知し、避難経路を指示する。
- イ 搬出場所を決定し、重要書類（書庫内）の非常持ち出しに努める。
- ウ 各機関に直ちに連絡し、状況を報告する。
- エ 休業中であっては、日直は直ちに校長に連絡し、全職員を召集する。
  - ※ 休業中または生徒の下校後にあっては、土砂災害の状況に応じた的確に判断し行動する。

## 3 緊急避難要項

- (1) 避難場所は、原則として運動場中央とする。（2次的避難場所を体育館とする。）

- (2) 授業者が、生徒の避難誘導の指揮をとる。
- (3) 避難場所において、授業者は学級の生徒数及び健康状態を確認し、学年主任―教頭―校長に速やかに報告する。不明生徒については、各学年部を中心に捜索・救出に努める。
- (4) 災害の状況によっては、体育館裏テニスコートへ避難誘導する。  
 ※ 急報に接したときは、火気に注意し、窓・扉を閉じ（震災の時は開放）残留生徒のいないことを確かめた後、出席簿を持って退出する。

#### 4 生徒の事故発生に対する対処

- (1) 負傷した生徒への手当  
 必要なら救急病院へ。養護教諭と学級担任を病院へ同行させ、電話により報告させる。
- (2) 校長へ第1報を入れ、指示、命令を受ける。
- (3) 該当生徒の保護者へ連絡する。
- (4) 地教委に電話で報告し、指示・指導を受ける。
- (5) 関係する生徒のある場合は、それらの保護者へ連絡し、状況を的確に伝える。
- (6) 関係教職員及び目撃者から事情を聴取し、時間を追った状況を整理する。
- (7) 校長へ再度報告し、指示・命令を受ける。
- (8) 状況によっては、校長が見舞う。
- (9) その間、教職員に事故の概況を知らせ、対外的な折衝の窓口を一本にする。
- (10) 関係生徒がショックを受けたり、逆の被害者意識をもったりしないよう配慮する。

##### ア 事故報告の順序（学級担任から校長へ）

- (ア) 内容を要約して事故報告書にまとめる。
- (イ) 学年主任→生徒指導主事→教頭→校長の順に提出する。

##### イ 事故報告の順序（学校から地教委へ）

- (ア) 学年・組・氏名・保護者名
- (イ) 日時・場所
- (ウ) 事故の原因・種類
- (エ) 事故の程度
- (オ) 学級担任氏名
- (カ) 事故の際及びその後学校のとった措置
- (キ) 関係機関のとった措置

##### (11) 当直勤務の特例

非常変災など必要に応じて校長は宿直勤務、休日における日直勤務を命じることができる。

#### 5 緊急事態発生時の連絡先

- |          |       |             |
|----------|-------|-------------|
| (1) 火災発生 | 内子消防署 | TEL 43-0119 |
| (2) 事故発生 | 内子交番  | TEL 43-0110 |

##### 【共通の連絡先】

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 内子町教育委員会 | TEL 44-2124            |
| 南予教育事務所  | TEL 0895-28-6152（総務課）  |
|          | TEL 0895-28-6153（教職員課） |

##### 町内の医療機関

- |        |             |
|--------|-------------|
| ○ 加戸病院 | TEL 44-5500 |
| ○ 小川医院 | TEL 44-2815 |

○ 堀川医院 TEL 43-0555

(休日・夜間の場合)

西本 晃 校長 TEL 090-3182-7755

清家 真二 教頭 TEL 090-8693-0356

(教職員の事故) 担当 南洋教育事務所管理主事 (菊池 健)

(生徒の事故) 担当 南予教育事務所指導主事 (佐藤 拓)

## 6 装 備

装 備 器 材	保 管 場 所 ・ 個 数
消 火 器	各所定の場所 39
携 帯 用 拡 声 器	職 員 室 2
懐 中 電 灯	職 員 室 2
避 難 旗 ・ ロ ー プ 等	職 員 室
A E D	保健室前・体育館 2

## 7 震災予防措置（点検検査）

点検検査は、次の事項に留意し実施するものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する工作物（スピーカー等）の倒壊、落下危険の有無
- (2) 戸棚、ロッカー、昇降口の靴箱周辺等の転倒防止措置の確認
- (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
- (4) 窓ガラスのひび割れ等危険箇所の有無
- (5) 理科室の実験用器具、薬品による災害防止をするための措置の適否

## 8 震災に備えての準備品

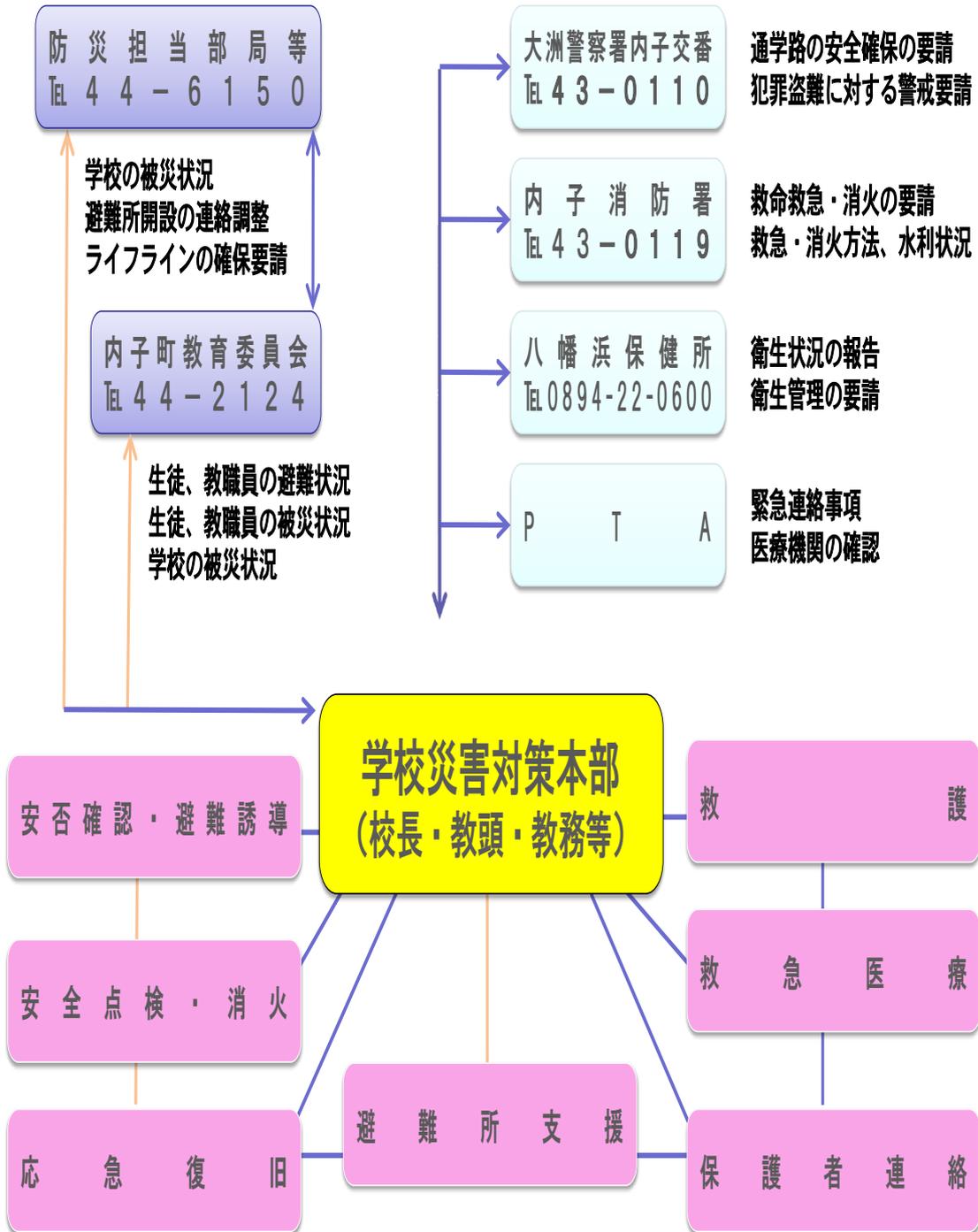
品 名	対 応 策	保 管 場 所
飲 料 水	今後、確保できる体制を確立しておく。	職員室
医 薬 品	保健室の医薬品のほか、必要な医薬	保健室
担 架	品、および担架を確保しておく。	
毛 布	非常用として数枚確保しておく。	保健室
携 帯 用 拡 声 器 ・ 懐 中 電 灯 ・ 避 難 旗 ロ ー プ 等	自衛消防隊の装備器材を活用する。	職員室

## 9 避難場所の指定

第 1 避 難 場 所	運動場中央とする。
第 2 避 難 場 所	体育館

# 学校災害対策本部の設置

出張、休暇等不在教職員がいる場合は、教職員配置を柔軟に変更するなど、弾力的な対応が必要である。



# 内子中学校災害対策本部

## 対策本部

### 安否確認・避難誘導

- 生徒及び教職員の安否確認
- 安全な避難経路で避難誘導
- 待機場所の確保
- 負傷者の把握
- 下校指導及び待機生徒の掌握・記録
- 揺れが収まった直後に負傷の程度を把握
- 行方不明の生徒及び教職員を本部に報告

### 安全点検・消火

- 初期消火
- 避難、救助活動等の支援
- 被害の状況確認
  - ・校舎内の被害程度を調査
  - ・電気・ガス・水道・電話等の被害確認
- 校内建物の安全点検・管理
- 近隣の危険箇所の巡視
- 二次被害の防止
- 備蓄倉庫の備品確認

### 応急復旧

- 被害状況の把握
- 応急復旧に必要な機材の調達と管理
- 教職員の活動場所の確保
- 危険箇所の処理
- 危険箇所の立ち入り禁止措置
- 危険箇所の表示
- 避難場所の安全確認

- 教職員の体制及び配置検討及び決定
- 非常持ち出し書類の搬出保管
- 校内の被災状況把握
- 記録日誌・報告書の作成等
- 校内放送等による連絡、指示
- 応急対策を決定
- 町の対策本部(防災担当部局)との連絡・情報収集
- 報道機関への連絡、問い合わせ等の対応
- OPTAとの連絡調整
- 情報収集

### 避難所支援

- 避難者の名簿作成
- 救援物資の受け入れと管理
- ボランティアの受け入れ
- 市町及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援
- トイレの清掃、ごみの処理

### 救護

- 生徒及び教職員の救出・救命
- 負傷者や危険箇所等の確認及び通報
- 担当区域で負傷者の搬出
- 学校施設内のチェック
- 危険箇所の応急処置

### 救急医療

- 養護教諭及び救命・救急経験者による負傷者保護、応急手当
- 医務室、医師等の確保
- 応急手当備品の確認
- 関係医療機関との連携

### 保護者連絡

- 引き渡し場所の指定
- 身元確認
- 保護者等への対応

# 内子中学校災害対策本部（各部署の準備物）

## 対策本部

安 否 確 認 ・ 避 難 誘 導

- ・クラスの出席簿
- ・緊急連絡票  
(生徒・教職員)

安 全 点 検 ・ 消 火

- ・消火器
- ・ラジオ
- ・道具セット
- ・手袋

応 急 復 旧

- ・被害調査票
- ・ヘルメット
- ・手袋
- ・標識
- ・パール
- ・校内図
- ・ロープ
- ・バリケード

- ・緊急マニュアル
- ・学校の敷地図
- ・ラジオ
- ・ハンドマイク
- ・懐中電灯(ろうそく)
- ・緊急活動の日誌
- ・トランシーバー
- ・携帯電話
- ・乾電池

避 難 所 支 援

- ・マスターキー
- ・バリケード
- ・ラジオ
- ・ロープ
- ・テープ
- ・校内配置図
- ・避難者への指示

救 護

- ・丈夫な靴
- ・スコップ
- ・毛布
- ・手袋
- ・救出用のこぎり、斧
- ・トランシーバー
- ・担架
- ・AED

救 急 医 療

- ・応急手当の備品
- ・健康カード(保健調査票)
- ・担架
- ・水
- ・マスク
- ・毛布
- ・タオル

保 護 者 連 絡

- ・生徒の引き渡し
- ・出席簿